

船橋創業実践塾実施業務に関するプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

経営者としての資質を高め、継続可能な事業経営ができる基盤を築くため、事業者において必要な知識、着目点を習得することを目的とする。

2. 業務名、業務内容、履行期間

- (1)業務名 「船橋創業実践塾実施業務」
- (2)業務場所 市指定場所等
- (3)業務内容 別紙「船橋創業実践塾実施業務委託仕様書」による
- (4)履行期間 契約締結日から平成30年3月31日まで

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由及びプロポーザル方式の方法

業務の目的を達成するために高度な創造性・技術力・専門的な技術または経験を受託者に求めるため、プロポーザル方式を採用する。

また、多くの参加者からの提案を受け、よりよい事業者を特定するため、プロポーザル方式の方法は公募型とする。

4. 事業スケジュール

(1)公告	平成29年6月27日(火)
(2)参加申込書受付期間	公告の日から平成29年8月4日(金)まで
(3)参加資格確認結果送付	平成29年8月9日(水)
(4)質問の受付期間	公告の日から平成29年7月14日(金)まで
(5)質問に対する回答	平成29年7月19日(水)
(6)提案書等の提出期間	平成29年8月9日(水)から 平成29年8月18日(金)まで
(7)書類審査・プレゼンテーション	平成29年8月25日(金)
(8)審査結果通知	平成29年8月30日(水)

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

5. 参加資格・申し込み方法等

(1)参加資格

本プロポーザルへの参加者は、次に掲げる資格要件等をすべて満たす者とする。

ア. 市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。

イ. 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)。

ウ. 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

エ. 過去3年以内に、本業務と同種の業務を国、地方公共団体、商工会議所、商工会で受注した実績(契約実績)があること。

(2)参加申し込み方法

様式1『参加申込書』に必要事項を記入押印し、以下の書類を添付のうえ1部提出すること。

○様式4-1『業務実績』1部 ※過去3年間(平成29年4月1日基準日)に国、地方公共団体、商工会議所、商工会からの受注を受けたすべての業務実績を記載すること。

○企業の概要が確認できる書類(任意様式、パンフレット可)1部

①提出方法 持参または郵送

- 持参の場合 提出場所： 船橋市経済部商工振興課(船橋市役所4階)
提出時間： 9:00～17:00(土日祝日を除く)
- 郵送の場合 郵便番号： 273-8501
宛 先： 船橋市役所経済部商工振興課

②提出期限 平成29年8月4日(金)

- 持参の場合 17時まで
- 郵送の場合 同日17時までに必着

(3) 参加申込の承認について

参加申込の結果については、平成29年8月9日(水)に発送する。
なお、参加資格を認められた者のみが、提案書の提出ができるものとする。

6. 提案限度額

提案限度額は、1,900,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。
※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

7. 評価方法及び評価基準

(1) 書類審査・プレゼンテーション

提出された提案書・プレゼンテーションの内容を基に、船橋創業実践塾実施業務に係るプロポーザル評価委員会(以下、「評価委員会」という)が、別表の評価基準(1)書類審査、別表の評価基準(2)プレゼンテーションにより、審査を行い、合計点を基に、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

8. 提案方法等

(1) 質問

- 質問方法 『質問書』(様式2)に記入のうえ、電子メールで事務局あてに送付すること。
mail: shokoshinko@city.funabashi.lg.jp
- 送信件名 「船橋創業実践塾プロポーザル質疑」とすること。
※ 送付した際は、事務局(047-436-2474)に電話し、到着確認をすること。
※ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加業者数・参加業者名・評価委員等)についての質問は受け付けない。
- 質問受付期間 平成29年6月23日(金)から平成29年7月14日(金)午後5時までとする。

(2) 質問への回答

- 回答方法 市ホームページに掲載する(質問がなかった場合はその旨を掲載)。
URL: <http://www.city.funabashi.lg.jp/>
なお、回答に対する再質問は、原則として受け付けない。
- 回答日 平成29年7月19日(水)

(3) 提出書類

- ア. 提案書表紙(様式3)
- イ. 目次(任意様式)
- ウ. 提案書(任意様式)
- エ. 業務実績(様式4-1)
- オ. 見積書(任意形式)

※作成書類に係る留意点

- 提案書の書式について

原則A4サイズ。表紙及び目次を除き、20ページまでとし、ページ番号を記載する。なお、文字のサイズは10.5ポイント以上とし、横書きとする。目次には必ず該当事業のページ数をふること。

提案書は、【別表】評価基準(2)第2次審査項目の順番で記載すること。また、受託業者が提供できる講義内容を必ず提示すること。

なお、4. 受講者の意欲向上については、敢えて項目立てを要さない。

○提案書の内容について

各事業に配置する人員は各事業の説明部分の冒頭に必ず記載し、実際に事業等を行う講師と、受付事務等を行うアシスタントを明確に分けて記載すること。なお、講師の説明として、過去に同等の業務に携わった経験、取得している資格等を記載すること。

○見積書について

追加提案した業務を含め業務遂行に必要な全ての作業項目及び経費を見積もるものとし、全体見積額と併せて、別添、仕様書「5. 業務内容」の見積額が確認できるものとする。

- (4) 提出部数 正本1部、副本6部とし、正本のみ押印すること。
- (5) 提出先 「14. 事務局」あてに提出すること。
- (6) 提出方法 郵送もしくは持参(持参は午前9時から午後5時まで。土日祝日を除く)すること。
- (7) 提出期間 平成29年8月9日(水)から平成29年8月18日(金)午後5時まで
- (8) プレゼンテーション
 - ①出席者 1者3名以内とする。
 - ②実施時間 1者40分以内とする(入退出、準備、プレゼン実施時間、質疑応答)
 - ③実施者 本業務を受託した際に担当予定のものが行うこと。
 - ④貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

9. 評価結果の通知について

審査の評価結果については、参加者全員に文書にて通知する。また、受託候補者については、その後の手続き等について別途通知する。

10. 結果の公表及び方法

審査の評価結果は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加業者名・採点結果(ただし、受託候補者以外の参加業者と採点結果は、対応させない)

11. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加申込書または提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ④ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- ⑥ その他評価委員会又は市が不適格と認めた場合

12. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を提案書等の提出締切日までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

13. その他留意事項

- ① 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加者の負担とする。
- ② 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、見積合せを行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ③ 参加者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。審査の合計点が全体の60%に満たない場合は、受託候補者と特定し

ない。

- ④ 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

14. 事務局

船橋市役所 経済部 商工振興課
担当者 山田、高田
電話番号 047-436-2474
F A X 047-436-2466
E-mail shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

この要領は、平成29年6月6日から施行する。

(失効日)

この要領は、契約締結の日をもって、その効力を失う。

【別表】評価基準(1)書類審査

番号	項目	評価基準	ポイント	配点					
				10点	8点	6点	4点	2点	0点
1	業務 執行能力	履行実績① 過去3年間の創業支援・ 経営支援事業の業務実 績	・過去3年間に国、地方公共団体、商工会議所、商工会にお いて創業に関する事業、会計知識習得などの経営支援事 業、ITセキュリティやIT経営などICTに関連する事業を実施し ているか。(過去3年間の実績が20回以上-10点 16~19 回-8点 11~15回-6点 6~10回-4点 1~5回-2点 実績なし-0点)						実績がない 場合
		履行実績② 過去3年間の創業支援・ 経営支援事業において、 フィールドワーク形式の業 務実績	【20点】 ・過去3年間に、創業支援事業について受講者にフィール ドワークを活用した事業を1回以上実施していれば20点 【10点】 ・過去3年間に、経営支援事業、ICTに関連する事業を通 じ、受講者にフィールドワークを活用した事業を1回以上実 施していれば10点 ※フィールドワーク:企業訪問を用いた実践方式の講義	20点	10点		0点	実績がない場合	
		実施体制 業務の実施体制の配置 人数	事業実施に際し、社会保険労務士、司法書士、行政書士、 公認会計士、税理士、弁理士、中小企業診断士、MBA、IT コーディネーター、プロジェクトマネージャーの資格を有する者 が登壇できる場合は、各2.5点 いない場合は0点	対象資格	2.5点		0点		
			社会保険労務士						
			司法書士・行政書士						
			公認会計士・税理士						
			弁理士						
			中小企業診断士						
			MBA						
			ITコーディネーター						
		プロジェクトマネージャー							

【別表】評価基準(2)プレゼンテーション

評価項目及び評価内容		配点
1. 事業背景等への理解		
	・本市の商工業及び商工業戦略プランへの理解	5
	・本事業を実施する意義・目的の理解	5
2. 事業の企画・実施		
①自身のビジネスプランのブラッシュアップ		
・適切な内容・技法であるか。(座学講義及び実践形式講義)		20
②企業家に学ぶ実践形式の課題解決能力向上に向けたフィールドワーク		
・適切な内容・技法であるか。(座学講義及び実践形式講義)		30
3. 提供できる講義内容		
	・講義の種類が豊富であり、創業の知識研鑽につながるものであるか	30
4. 受講生の意欲向上		
	・モチベーションの意欲を高めるような講義を実施するか	
	・講義の流れは適切か	10

(様式1)

平成29年 月 日

船橋市長 松戸 徹 あて

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

参加申込書

下記案件について、プロポーザル方式への参加を申し込みます。
なお、添付書類及び記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

件名:船橋創業実践塾実施業務

添付書類

- ①業務実績(様式4-1) 1部
- ②企業の概要が確認できる書類(任意様式、パンフレット可)1部

担当部署
担当者
電話番号
Fax番号
E-MAIL

(様式2)

平成29年 月 日

船橋市長 松戸 徹 あて

質 問 書

船橋創業実践塾実施業務について、次の質問をします。

(提案者) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名
電 話
担 当 者

質問事項	質問理由
(質問該当箇所)	
(質問内容)	

※ 質問がない場合は、提出する必要はありません。

※ 用紙が足りない場合は、追加して作成すること。

(様式3)

平成29年 月 日

船橋市長 松戸 徹 あて

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

電 話 番 号

提 案 書

下記の業務について、提案書を提出します。

記

業務名：船橋創業実践塾実施業務

担当部署
担 当 者
電話番号
Fax 番号
E-MAIL

業 務 実 績

国、地方公共団体、商工会議所、商工会からの受注を受けた事業すべての実績について以下のとおり提出いたします。

年 度	受託者名称()は自治体規模)	契約件名	業務概要
	(自治体規模 万人)		
	(自治体規模 万人)		
	(自治体規模 万人)		
	(自治体規模 万人)		
	(自治体規模 万人)		

※過去3年間(平成29年4月1日基準日)に国、地方公共団体、商工会議所、商工会からの受注を受けたすべての業務実績を記載すること。用紙が足りない場合は、追加して作成すること。

※自治体規模は当該業務受注時の人口とし、一万人以下を四捨五入するものとする。

※過去3年間(平成29年4月1日基準日)に業務終了後、実際に創業した方がいる場合は、業務概要にその人数を明記すること。

※過去3年間(平成29年4月1日基準日)にフィールドワーク形式の講義を行った場合は、詳細に内容(訪問企業数、業種など)を明記すること。

業 務 実 績(記入例)

国、地方公共団体、商工会議所、商工会からの受注を受けた事業すべての実績について以下のとおり提出いたします。

年 度	受託者名称()は自治体規模)	契約件名	業務概要
平成28年度	船橋市 (自治体規模 62 万人)	船橋創業塾 ～はじめの一步～	特許の取得、営業戦略について ビジネスプラン作成・発表 (受講生25名のうち、市内創業者2名)
平成27年度	船橋市 (自治体規模 62 万人)	起業家に学ぶ！創業虎の巻！	市内企業を訪ね、課題発見能力の向上を目指す。経営上の問題や課題解決法の聞き取り、自分のビジネスプランの課題解決法の考案など。 (訪問企業数：3社 訪問企業業種：製造業、サービス業、卸売業)
平成26年度	船橋商工会議所 (自治体規模 万人)	情報化社会で勝ち残る！ ～ITを用いたマーケティングのイロハ～	各種IT(HP,SNS 等)のメリット・デメリット、ITを用いたビジネスの成功事例紹介、ITビジネスが招く脅威と対策法など。
	(自治体規模 万人)		

※過去3年間(平成29年4月1日基準日)に国、地方公共団体、商工会議所、商工会からの受注を受けたすべての業務実績を記載すること。用紙が足りない場合は、追加して作成すること。

※自治体規模は当該業務受注時の人口とし、一万人以下を四捨五入するものとする。

※過去3年間(平成29年4月1日基準日)に業務終了後、実際に創業した方がいる場合は、業務概要にその人数を明記すること。

※過去3年間(平成29年4月1日基準日)にフィールドワーク形式の講義を行った場合は、詳細に内容(訪問企業数、業種など)を明記すること。

船 ○ ○ 第 ○ ○ 号
平成○○年○○月○○日

(商号)
(代表者職氏名) 様

船橋市長 松戸 徹

参加資格要件確認結果通知書

次の件について、参加資格要件の確認結果を通知します。

件名: 船橋創業実践塾実施業務

結果①: 参加資格を有することを認めます。

結果②: 次の理由により、参加資格を有することを認められません。

理由: ××のため

* 上記理由について、説明を希望される方は、平成29年 月 日までに商工振興課工業係まで、その旨を記載した書面を提出してください。

担当課	商工振興課工業係
担当者	山田、高田
電話番号	047-436-2474
Fax番号	047-436-2466
E-MAIL	shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

船 ○ ○ 第 ○ ○ 号
平成○○年○○月○○日

(商号)
(代表者職氏名) 様

船橋市長 松 戸 徹

プロポーザル方式参加指名通知書

下記の案件について、プロポーザル方式により受託候補者の特定を行いますので、参加されたく通知します。

1 業務の概要

- (1)業務名 船橋創業実践塾実施業務委託
- (2)業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3)履行期間 契約締結日～平成30年3月31日

2 参加手続き

- (1)提案書の提出 別紙「船橋創業実践塾実施業務に関するプロポーザル実施要領」のとおり

担当課	商工振興課工業係
担当者	山田、高田
電話番号	047-436-2474
Fax番号	047-436-2466
E-MAIL	shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

